

第10回津軽地域ごみ処理広域化協議会（会議録）

【津軽地域ごみ処理広域化協議会事務局】

役 職	氏 名	備 考		
局 長	岩崎 隆	弘前地区環境整備事務組合	事務局長	
次 長	太田 泰輔	弘前地区環境整備事務組合	総務課長	
次長補佐	川辺 貴志	弘前地区環境整備事務組合	総務課長補佐	
次長補佐	福士 幸司	黒石地区清掃施設組合	事務局次長補佐	
総括主幹	吹田 稔	弘前地区環境整備事務組合	総務課総括主幹	
主 幹	竹谷 拓	弘前地区環境整備事務組合	総務課主幹	
主任主事	中田 和道	弘前地区環境整備事務組合	総務課主任主事	
主 事	齋藤 祥	弘前地区環境整備事務組合	総務課主事	
開 催 日	令和5年1月31日（火）	時 間	午前10時～	
開催場所	弘前地区環境整備センター管理棟3階 大会議室			
出席者 (8人)	弘前市長	黒石市長	平川市長	藤崎町長
	櫻田 宏	高樋 憲	長尾 忠行	平田 博幸
	大鰐町長	板柳町長	田舎館村長	西目屋村長
	山田 年伸	成田 誠	鈴木 孝雄	桑田 豊昭

【弘前地区環境整備事務組合事務局・黒石地区清掃施設組合事務局】

所 属	役 職	氏 名
弘前地区環境整備事務組合	施設管理課長	蒔苗 篤
弘前地区環境整備事務組合	施設管理課主幹	内山 真徳
弘前地区環境整備事務組合	総務課管理係長	館山 陽平
黒石地区清掃施設組合	事務局長	五戸 真也
黒石地区清掃施設組合	事務局次長	高田 正徳

【取材報道機関】

東奥日報社、陸奥新報社、津軽新報社

【1 開会】

事務局次長 太田 泰輔

定刻となりましたので、ただいまから、第10回津軽地域ごみ処理広域化協議会を開催いたします。

進行役を務めさせていただきます、協議会事務局次長の太田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、早速会議に入りたいと思いますが、協議会会則第7条第1項に基づきまして、会議の議長を櫻田弘前市長にお願いしたいと思っております。

櫻田市長よろしくお願いいたします。

【2 報告】

議長（弘前市長 櫻田 宏）

それでは、暫時、議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日の出席者は8名で定足数に達しております。

よって、直ちに会議を開きます。

それでは、次第2の報告「令和3年度事務局運営費決算」について、事務局から説明を求めます。

事務局長 岩崎 隆

事務局長の岩崎と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、報告「令和3年度事務局運営費決算」について、ご説明いたしますので、資料1をご覧ください。

まず、太枠の「本年度決算額」であります、「歳入の部」、「歳出の部」とともに56万2千円となっております。歳入から歳出を差し引いた不用額は0円となっております。

詳細についてご説明いたしますので、まずは「2 歳出の部」をご覧ください。上から順にご説明いたします。

まず「旅費」であります、当初予算額1万2千円に対し、決算額はなく、全額を使用料及び賃借料へ流用しております。決算額がなかった理由といたしましては、各市町村及び県との打合せ会議等に係る管内旅費として予算計上しておりましたが、令和3年度は会議等への移動手段として、公用車を使用したことにより発生しなかったものであります。

次に「需用費」であります、当初予算額19万4千円に対し、決算額は19万9千705円となっております。こちらは、会議資料作成等に係る事務用消耗品代が当初の想定を上回ったことによるものであり、役務費からの予算流用で対応しております。

次に「役務費」であります、当初予算額6万9千円に対し、決算額は6万2千212円となっております。こちらは、各市町村への電話連絡などに係る通信

運搬費が当初の想定を下回ったことによるものであり、不用額については需用費へ流用しております。

次に「使用料及び賃借料」であります。当初予算額10万6千円に対し、決算額は17万4千683円となっております。こちらは、会議資料作成等に係る複写機使用料が当初の想定を上回ったことによるものであり、旅費、役務費及び備品購入費からの予算流用で対応しております。

次に「備品購入費」であります。当初予算額18万1千円に対し、決算額は12万5千400円となっております。こちらは、事務局職員の業務用ノートパソコン購入に係る契約差額によるものであり、不用額は使用料及び賃借料へ流用しております。

次に「1 歳入の部」であります。全て市町村からの負担金となっており、当初予算額56万2千円に対し、決算額も同額となっております。

報告「令和3年度事務局運営費決算」についての説明は以上となります。

議長（弘前市長 櫻田 宏）

ただいまの説明について、ご質問がありましたら、ご発言をいただきたいと思っております。

「なし。」との発言あり

議長（弘前市長 櫻田 宏）

ご意見がないようですので、次第2「報告」については以上となります。

【3 案件】

議長（弘前市長 櫻田 宏）

次に、次第3の案件「(1) 令和5年度事務局運営費予算（案）」について、事務局から説明を求めます。

事務局長 岩崎 隆

案件(1)「令和5年度事務局運営費予算（案）」について、ご説明いたしますので、資料2をご覧ください。

まず、太枠の「本年度予算額」であります。令和5年度の予算額は、歳入歳出ともに38万5千円となっております。

詳細についてご説明いたしますので、まずは「2 歳出の部」をご覧ください。

歳出予算の内訳であります。旅費が1万2千円で前年度と同額、需用費が16万2千円で前年度と比較して2千円の増額、役務費が6万9千円で前年度と同額、使用料及び賃借料が14万2千円で前年度と比較して2千円の増額とな

っております。

増額の理由であります、レギュラーガソリンの単価や印刷に係る単価の見直しによるものであります。

次に、「1 歳入の部」をご覧ください。

歳出予算に対応する歳入予算であります、すべて市町村からの負担金となっており、各市町村の負担額は「本年度予算額」欄のとおりであります。

各市町村の負担割合につきましては、資料下段の「(参考) 各市町村負担金算出根拠」の「負担割合」の項目にありますとおり、人口割80%と均等割20%を合わせたものとなっております。

なお、算出根拠に使用している人口データとして、令和2年に実施した最新の国勢調査人口ではなく、平成27年に実施した国勢調査人口を使用しておりますが、これは「津軽地域ごみ処理広域化協議会事務局設置要綱」の中で、平成27年の国勢調査人口を使用することが定められているものであります。

案件(1)「令和5年度事務局運営費予算(案)」についての説明は以上となります。

議長(弘前市長 櫻田 宏)

ただいまの説明について、ご質問がありましたら、ご発言をいただきたいと思っております。

「なし。」との発言あり

議長(弘前市長 櫻田 宏)

ご意見がないようですので、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし。」との発言あり

議長(弘前市長 櫻田 宏)

ご異議なしと認めます。

よって、案件「(1) 令和5年度事務局運営費予算(案)」については、原案のとおり決定されました。

次に、案件「(2) ごみ処理広域化に係る今後の協議の進め方」について、事務局から説明を求めます。

事務局長 岩崎 隆

資料3をご覧ください。

案件(2)「ごみ処理広域化に係る今後の協議の進め方」についてご説明いた

します。

まず、「1 概要」であります。ごみ処理広域化については、委員の皆様のご協力のもと、令和4年10月27日に開催した第9回協議会までに、協議項目101項目のうち100項目の調整を終え、残りは「プラスチック資源一括回収リサイクル」のみとなっております。

今後は、引き続き残りの1項目の調整を進めることと並行して、これまで決定した協議項目の調整方針に基づき、広域化時までに事務レベルの細部調整を図っていく必要があると考えておりました。この細部調整の進め方について、お諮りするものであります。

次に、「2 細部調整の協議」であります。

まず、「(1) 細部調整項目」についてであります。現時点では、資料3-1の右側に一連番号が振ってある項目の全37項目について、調整が必要になると想定しております。今後調整を進めていく中で項目の追加・削除は必要になると見込んでおります。これまでの協議項目では、項目の加除については協議会の場での決定としておりましたが、今後の細部調整は事務レベルの調整項目でありますので、項目の加除については協議会に諮らず、事務局で適宜対応していきたいと考えております。

次に、「(2) 協議フロー」であります。

「津軽地域ごみ処理広域化 細部調整フロー (案)」と表題のある図をご覧くださいながら、その下の「①広域化協議会事務局及び事務担当者会議」の部分についてご説明いたします。

これまでの協議項目では、市町村の事務担当職員で組織する専門部会において調整方針(案)を整理し、課長級職員で組織する幹事会へ提案してまいりました。しかしながら、今後の細部調整に際しては、より具体的な制度内容の協議となることが想定されますので、専門部会だけでなく様々な部門の意見を聴取する機会が多くなると見込んでおります。

そのため、細部調整を進めていくにあたっては、まず事務局が主体となって市町村及び両組合と調整をし、整理した内容について幹事会へ提案するということが基本としたいと考えております。なお、会議での協議を要する場合は、協議内容に応じた市町村担当課の担当者等を参集して、これまでの専門部会に代わる形として事務担当者会議を開催し、幹事会への提案内容を整理することといたします。事務担当者会議については新たな枠組みとなりますので、資料3-2として設置要綱(案)をお示しいたしております。後ほどでもご覧いただきますようお願いいたします。

只今ご説明いたしましたとおり、これまではいわゆる環境部門の担当で組織する専門部会で議論してまいりましたが、今後の調整項目の中では、例えば人事部門や財政部門などとの協議が必要となりますので、それぞれの担当者を集まっておき、事務担当者会議を設置するというのが大きな趣旨であります。

裏面をご覧ください。

次に、「②幹事会及び協議会」であります。

まず幹事会では、事務局から提案のあった項目について協議・決定し、決定した内容については文書により協議会委員へ報告することといたします。これまでは、幹事会で決定した内容についても協議会の場で対面による報告をさせていただいておりましたが、今後の調整項目は事務レベルのものであり内容も細

かくなることが想定されますので、会議の場では無く文書によりご確認いただくと考えております。

なお、重要事項や政策的判断を要する事項については、これまで通り幹事会での決定ではなく協議会に提案することといたします。

次に協議会では、幹事会から提案のあった重要事項等に関して協議・決定をいたします。また、幹事会で決定した内容についての報告を確認し、疑義を生じるものがあれば再協議を指示する場合もあると思われま。

いずれの組織に関しましても、既存の枠組みを引き継ぐものとし、細部調整項目以外の案件に関しても必要に応じ開催し、方針等について検討していくものであります。

次に「3 広域化までのスケジュール（案）」であります。

令和8年度からの広域化を実現するために必要な事務手続として、弘環組合の規約改正等について市町村議会の議決を得たうえで、青森県の許可をいただく必要があります。市町村の議会は、青森に赤字で記載のありますとおり令和7年度の6月議会を見込んでおりますが、その前段階に必要な作業に相応の時間を要することから、先ほどご説明いたしました細部調整項目の協議と併せて早期に着手してまいりたいと考えております。

また、黒清組合の解散協議も同時並行で進んでまいりますが、黒清組合構成市町村の議会には黒清組合の解散届出と、弘環組合の規約改正とを一緒にして上程することとなります。そのため、黒清組合の解散協議も令和5年度末までには一定の目途を付けていただき、令和7年度の6月議会を目指した事務手続作業を進めていただくこととなります。

必要な事務手続作業及び細部調整項目の協議については、市町村で規約改正案などを議会に提出するのが令和7年度の6月となりますので、令和6年度末までに目途を付けたいと考えております。令和7年度に関しては、市町村議会の手続と県への許可申請のほか、令和8年4月の広域化開始までの準備作業を想定しております。

案件（2）「ごみ処理広域化に係る今後の協議の進め方」についての説明は以上となります。

議長（弘前市長 櫻田 宏）

ただいまの説明について、ご質問がありましたら、ご発言をいただきたいと思います。

「なし。」との発言あり

議長（弘前市長 櫻田 宏）

ご意見がないようですので、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし。」との発言あり

議長（弘前市長 櫻田 宏）

ご異議なしと認めます。

よって、案件「(2) ごみ処理広域化に係る今後の協議の進め方」は原案のとおり決定されました。

【4 その他】

議長（弘前市長 櫻田 宏）

次に、次第4の「その他」として、委員の皆様からご意見等がありましたら、ご発言をいただきたいと思えます。

「なし。」との発言あり

議長（弘前市長 櫻田 宏）

最後に事務局から連絡事項はありませんか。

事務局長 岩崎 隆

事務局から、今後の協議会の開催予定について、ご連絡いたします。

次回協議会は、令和5年6月頃の開催を予定しており、それまでに幹事会及び専門部会等で調整を終えた項目について、協議をいただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

【5 閉会】

議長（弘前市長 櫻田 宏）

以上をもちまして、第10回津軽地域ごみ処理広域化協議会を閉会いたします。大変お疲れ様でございました。

以上

(午前10時20分終了)